

四日市市告示第175号

四日市市社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度に係る支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

四日市市長 田中俊行

四日市市社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度に係る支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度に係る支援事業実施要綱（平成13年告示第328号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 (略) (1) から (8) まで (略) <u>(9) 地域密着型通所介護 法第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護をいう。</u> <u>(10) 認知症対応型通所介護 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護をいう。</u> <u>(11) 小規模多機能型居宅介護 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。</u> <u>(12) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。</u> <u>(13) 複合型サービス 法第8条第23項に規定する複合型サービスをいう。</u> <u>(14) 介護福祉施設サービス 法第8条第27項に規定する介護福祉施設サービスをいう。</u> <u>(15) 介護予防訪問介護 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の成立に伴い改正される前の介護保険法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいう。</u> <u>(16) 介護予防通所介護 旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいう。</u> <u>(17) 介護予防短期入所生活介護 法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。</u> <u>(18) 介護予防認知症対応型通所介護 法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。</u></p>	<p>(定義) 第2条 (略) (1) から (8) まで (略) <u>(9) 認知症対応型通所介護 法第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護をいう。</u> <u>(10) 小規模多機能型居宅介護 法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。</u> <u>(11) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 法第8条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。</u> <u>(12) 複合型サービス 法第8条第22項に規定する複合型サービスをいう。</u> <u>(13) 介護福祉施設サービス 法第8条第26項に規定する介護福祉施設サービスをいう。</u> <u>(14) 介護予防訪問介護 法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいう。</u> <u>(15) 介護予防通所介護 法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいう。</u> <u>(16) 介護予防短期入所生活介護 法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。</u> <u>(17) 介護予防認知症対応型通所介護 法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。</u></p>

(19) 介護予防小規模多機能型居宅介護 法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。

(20) 第一号訪問事業 法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。

(21) 第一号通所事業 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業をいう。

(22) 旧措置入所者 介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第13条第1項に規定する旧措置入所者をいう。

(23) 利用者負担額 法に定める居宅サービス又は施設サービスに係る10パーセント相当の利用者負担額をいう。

(24) 高額介護サービス費等 法第51条に規定する高額介護サービス費及び法第61条に規定する高額介護予防サービス費をいう。

(対象サービス及び軽減内容)

第5条 対象者が利用者負担額の軽減を受けることができる介護保険サービス(以下「対象サービス」という。)は、前条に規定する社会福祉法人等が行う次のサービス(第1号から第10号まで及び第12号から第16号までのサービスにあっては、区分支給限度基準額を超えないものに限る。)とし、サービスに伴う食費、居住費(滞在費)及び宿泊費(短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費(滞在費)については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。)も軽減の対象とする。

(1) から (5) まで (略)

(6) 地域密着型通所介護

(7) 認知症対応型通所介護

(8) 小規模多機能型居宅介護

(9) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(10) 複合型サービス

(11) 介護福祉施設サービス

(12) 介護予防訪問介護

(13) 介護予防通所介護

(18) 介護予防小規模多機能型居宅介護 法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。

(19) 旧措置入所者 介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第13条第1項に規定する旧措置入所者をいう。

(20) 利用者負担額 法に定める居宅サービス又は施設サービスに係る10パーセント相当の利用者負担額をいう。

(21) 高額介護サービス費等 法第51条に規定する高額介護サービス費及び法第61条に規定する高額介護予防サービス費をいう。

(対象サービス及び軽減内容)

第5条 対象者が利用者負担額の軽減を受けることができる介護保険サービス(以下「対象サービス」という。)は、前条に規定する社会福祉法人等が行う次のサービス(第1号から第9号まで及び第11号から第15号までのサービスにあっては、区分支給限度基準額を超えないものに限る。)とし、サービスに伴う食費、居住費(滞在費)及び宿泊費も軽減の対象とする。

(1) から (5) まで (略)

(6) 認知症対応型通所介護

(7) 小規模多機能型居宅介護

(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(9) 複合型サービス

(10) 介護福祉施設サービス

(11) 介護予防訪問介護

(12) 介護予防通所介護

- (14) 介護予防短期入所生活介護
- (15) 介護予防認知症対応型通所介護
- (16) 介護予防小規模多機能型居宅介護
- (17) 第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）

2 (略)

(確認証の有効期間)

第10条 確認証の有効期間は、申請のあった日の属する月の初日（当該月の途中に本市の被保険者資格を取得したものにあっては当該被保険者資格を取得した日、また生活保護受給者にあってはその異動日の属する月の初日若しくは当該年度（当該申請のあった日の属する月が1月から7月までの場合にあってはその前年）の8月1日のいずれか遅い方の日まで遡ることができる）から翌年（当該申請のあった日の属する月が1月から7月までの場合にあってはその年）の7月31日までとする。

2 前項に規定する確認証の有効期間において、対象者が第3条に規定する要件を欠くこととなったとき、又は本市の被保険者資格を喪失したときは、前項の規定に関わらず、当該要件を書くこととなった日（生活保護受給者が生活保護受給者でなくなった者にあってはその異動日の属する月の末日）又は当該被保険者資格を喪失した日をもって確認証が失効したものとす。

附 則

1から8まで (略)

(有効期限)

9 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第5条関係）

対象サービス	軽減対象費用	軽減割合
訪問介護	利用者負担額	1 / 4（高齢福祉年金受給者は1 / 2）。ただし、生活保護受給者は全額
通所介護		
短期入所生活介護		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
夜間対応型訪問介護		
地域密着型通所		

- (13) 介護予防短期入所生活介護
- (14) 介護予防認知症対応型通所介護
- (15) 介護予防小規模多機能型居宅介護

2 (略)

(確認証の有効期限)

第10条 確認証の有効期限は、申請のあった日の属する年度の翌年度の6月30日までとする。ただし、4月分から6月分の対象サービスの利用者負担額に係る軽減につき4月1日から6月30日までに申請のあったものは、当該年度の6月30日までとする。

附 則

1から8まで (略)

(有効期限)

9 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第5条関係）

対象サービス	軽減対象費用	軽減割合
訪問介護	利用者負担額	1 / 4（高齢福祉年金受給者は1 / 2）。ただし、生活保護受給者は全額
通所介護		
短期入所生活介護		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
夜間対応型訪問介護		
認知症対応型通		

介護		所介護	
認知症対応型通所介護		小規模多機能型居宅介護	
小規模多機能型居宅介護		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		複合型サービス	
複合型サービス		介護福祉施設サービス	
介護福祉施設サービス		介護予防訪問介護	
介護予防訪問介護		介護予防通所介護	
介護予防通所介護		介護予防短期入所生活介護	
介護予防短期入所生活介護		介護予防認知症対応型通所介護	
介護予防認知症対応型通所介護		介護予防小規模多機能型居宅介護	
介護予防小規模多機能型居宅介護		上記サービスに伴う食費、居住費（滞在費）及び宿泊費	利用者と介護保険施設又は事業所との契約により定められた金額
第一号訪問事業			
第一号通所事業			
上記サービスに伴う食費、居住費（滞在費）及び宿泊費	利用者と介護保険施設又は事業所との契約により定められた金額		

第1号様式から第4号様式までを次のように改める。

様

四日市市長

印

社会福祉法人等利用者負担軽減決定通知書
(社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)

さきに申請のありました、社会福祉法人等利用者負担軽減確認申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号																		
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

決定年月日	年	月	日
-------	---	---	---

決定事項	承認する	承認内容	
		適用年月日	
		有効期限	
		確認番号	
	承認しない	(理由)	

- この通知について不服があるときは、この決定通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県介護保険審査会に対し、審査請求をすることができます。
- この通知について不服がある場合は、上記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、四日市市(訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長)を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、裁決のあったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この通知については、上記1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません。ただし、下記(1)から(3)のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
 - 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

第3号様式(第9条関係)

(表面)

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 (社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)			
交付年月日			
確認番号			
受給者	住所		
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	性別	
介護保険被保険者番号			
適用年月日			
有効期限			
減額内容			
発行機関名及び印	2 4 2 0 2 4 四日市市 印		

(裏面)

注意事項 一 次の介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この確認証を事業者に提示してください。 二 対象となるサービスは、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護並びに第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)です。 三 この確認証は、県に減額を行うことを申し出た事業者にのみ有効です。 四 前記のサービスを利用した場合、利用者負担額(日常生活に要する費用については食費、居住費(滞在費)及び宿泊費(短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費(滞在費))については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。)が、前面に記載されている減額割合により減額されます。 五 介護保険の被保険者の資格がなくなったとき、減額認定の要件に該当しなくなったとき又は軽減確認証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。 六 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市にその旨を届け出てください。 七 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
--

第4号様式(第9条関係)

社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証 ー生活保護受給者・支援給付受給者ー

(表面)

(裏面)

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 (社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)			
交付年月日			
確認番号			
受給者	住所		
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	性別	
介護保険 被保険者番号			
適用年月日			
有効期限			
減額内容	(居住費・滞在費のみ) 100/100		
発行機関名 及び印	2 4 2 0 2 4 四日市市 印		

注意事項

- 一 次の介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この確認証を事業者に提示してください。
- 二 対象となるサービスは、介護福祉施設サービス、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防短期入所生活介護です。
- 三 この確認証は、県に減額を行うことを申し出た事業者にのみ有効です。
- 四 前記のサービスの居住費（滞在費）（介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。）が、前面に記載されている減額割合により減額されます。
- 五 介護保険の被保険者の資格がなくなったとき、減額認定の要件に該当しなくなったとき又は軽減確認証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 六 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市にその旨を届け出てください。
- 七 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、改正後の四日市市社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度に係る支援事業実施要綱第10条の規定は、平成27年4月1日から適用する。ただし、附則の改正は告示の日から施行する。

(健康福祉部介護・高齢福祉課)